

# 国民保護と地方自治体



平成17年2月19日

総務省消防庁国民保護室長 青木 信之

# 国民保護法制とは？

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置に係る法制

(事態対処法第22条及び第24条)

「国民の保護のための法制」というのは、武力攻撃から皆さんの命や財産を守るため、避難や救援などの仕組みを定めるもの

(井上有事大臣小泉内閣メールマガジン 第119号2003/12/04)

## 武力攻撃事態の4類型

着上陸侵攻

航空機による攻撃

弾道ミサイル攻撃

ゲリラ・コマンドゥー

(国会審議に提示)

# 緊急対応事態の4類型

## 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力発電施設等の破壊

石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破

## 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

新幹線等の爆破

## 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散

炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

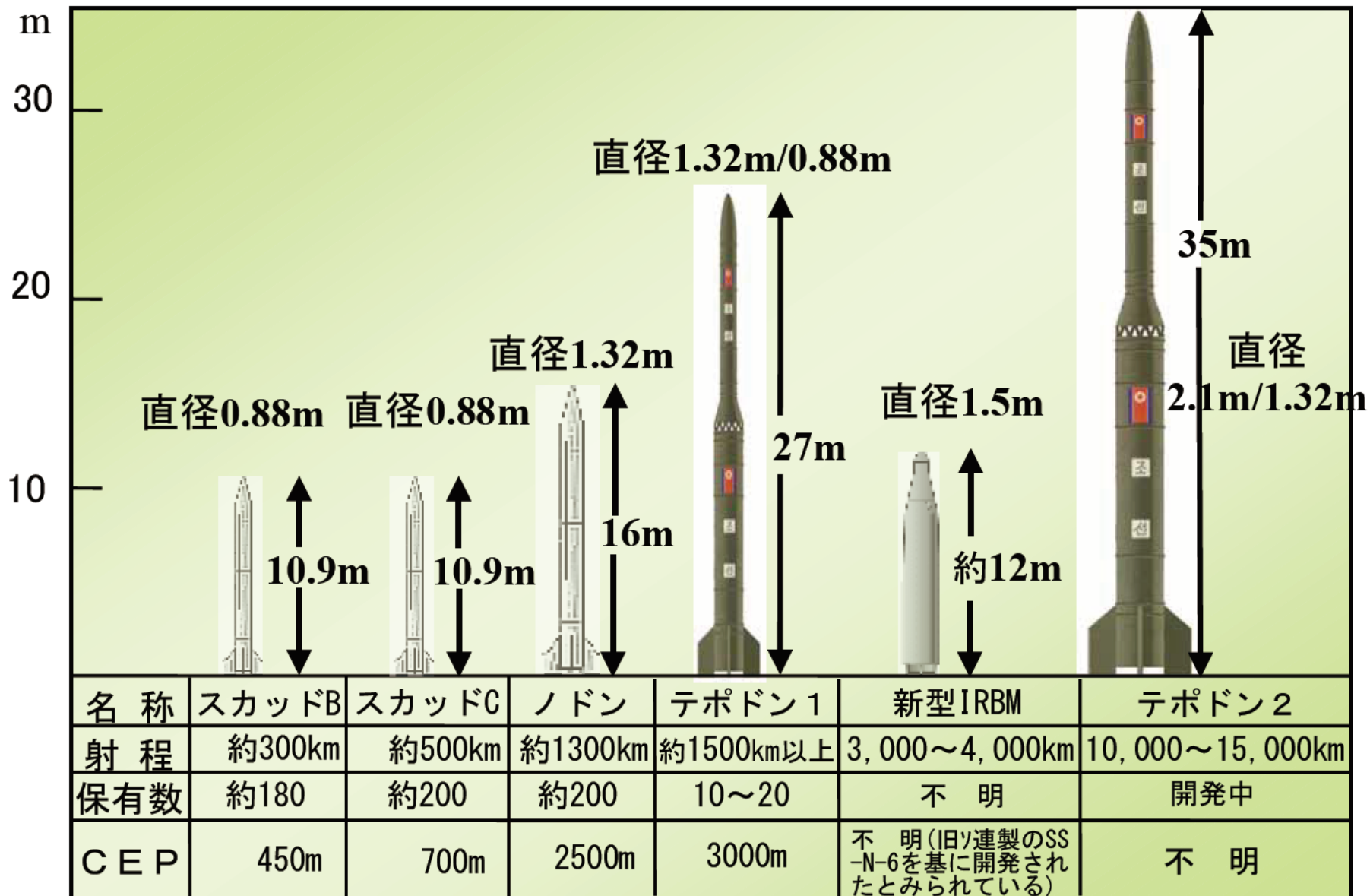
市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

水源地に対する毒素等の混入

## 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

# 各弾道ミサイルの種類・性能



(資料源：ジェーン年鑑 2003. 7、H15防衛白書等)

# イスラエルの弾道ミサイル被害

【被弾数】 **6週間で約40発(1日1発未満)**

うち、1/18と1/25に8発ずつ

サウジアラビア等他地域分を含めると**80発**程度発射

人口**260万人**のテルアビブ都市圏域で**24発**(2日に1発程度)

【弾頭】 **全て通常弾頭**

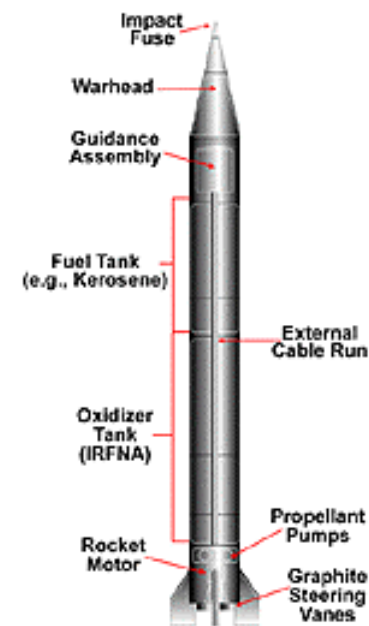
当初は、弾頭に化学兵器が搭載される懸念もあったが、結果として、全て、通常弾頭であった(250kg～500kgのペイロードといわれる)。

【死傷者数】 **死者2名、負傷者200名強**

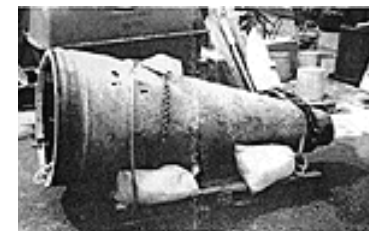
このほか、心臓発作による死者**5名**、ガスマスクの取扱ミスによる死者が**7名**、恐怖による精神障害を受けたものが約**500名**いたとされる。

【建物被害】 **6000強の家屋、1300のビルが被災**

通常兵器(**TNT**)であったこと、火気使用の自粛のため、火災被害は少ない(ガス引火による爆発はあったとの報道。 )。



米国国防総省HPより



# 江陵事案(北朝鮮潜水艦侵入事案)

## 【概要】 <1996年9月18日～>

北朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸（江陵）で座礁。武装した乗員26名（推定）が韓国領土内に侵入したものの、1ヶ月を超える掃討作戦により、11人が死体で発見、13人射殺、1名逮捕、1名逃走。韓国軍6万人が出動

韓国軍・警察には、死亡8人（うち4人は誤射や誤発）。一般の民間人3人がゲリラに殺害されたほか、1人が誤射で死亡。

## 【事件の経過】

（韓国における報道に基づき作成）

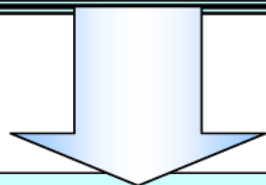
- 9月18日 午前2時 座礁潜水艦を発見
- 午後4時40分 ゲリラ1人を逮捕、ゲリラ11人の死体発見
- 午後8時 江陵等に夜間外出禁止令を発令  
（江陵一帯に半径50kmの3重包囲網を形成）
- 9月19日 午前にゲリラ3人、午後にゲリラ4名を射殺  
韓国兵1名が誤発事故により死亡
- 9月22日 ゲリラ2人を射殺。韓国兵2人が死亡
- 9月23日 未明に松茸狩り中の民間人1人が軍の誤射で死亡  
誤射による民間人の死亡を受け、村落の住民に避難を指示
- 9月29日 韓国兵1名が誤射で死亡
- 9月30日 搜索範囲を拡大、夜間通行禁止と入山規制を強化
- 10月1日 警察官1人が誤射で死亡
- 10月9日 民間人3人の死体を発見  
（潜水艦発見現場から民間人殺害現場まで、直線距離で43km、  
山岳移動距離で80～120km）
- 11月5日 ゲリラ2名を射殺、1名は所在不明



# 武力攻撃事態対処法

(H15.6月成立)

- 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、対処基本方針の内容、決定手続等基本的事項を定めるもの



武力攻撃事態対処法に定められた整備すべき個別の法制  
ジュネーブ条約の追加議定書の批准に向けた取組み等

(国民保護法制整備本部の設置)

国民保護法制

米軍・自衛隊の  
行動円滑化法制

交通・通信の  
総合調整法制

捕虜取扱い法制

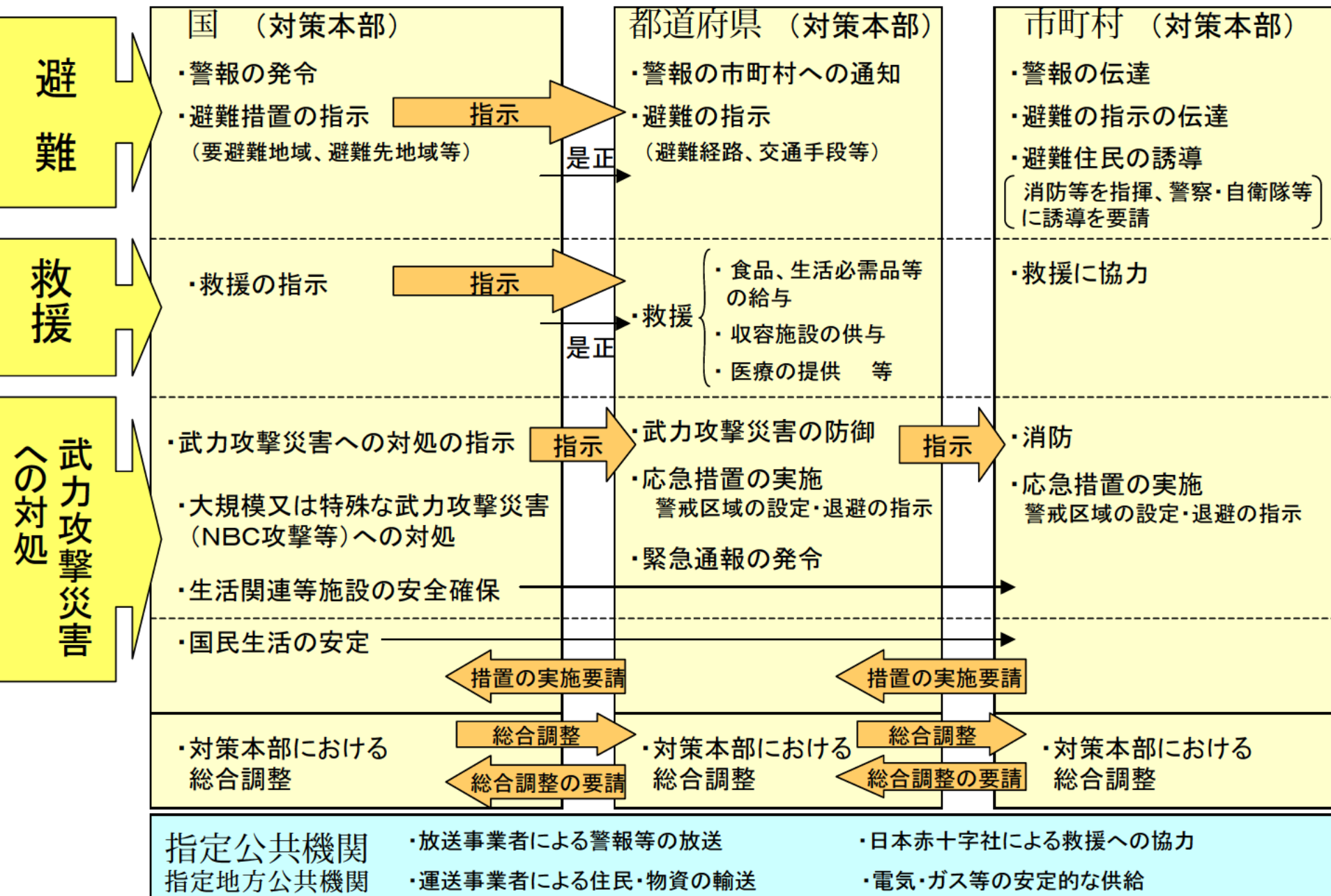
非人道的行為  
処罰法制

(H16.6月成立)

武力攻撃から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国・地方公共団体等の措置を規定



# 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

# 地方公共団体の平時における主な役割

## 国民保護計画の策定

国、地方公共団体は、あらかじめ、国民保護計画を作成することとされている。この場合、国が作成することとされている基本指針に基づき都道府県が計画を作成し、その都道府県の計画に基づき市町村が計画を作成することになる。

(都道府県：H17年度、市町村：H18年度 第5回国民保護法制整備本部決定)

## 国民保護協議会

国民保護計画を策定するに当たって、幅広く住民の意見を求め、関係する者から意見を聴取するため、全ての都道府県及び市町村に、国民保護協議会が設置されることになる。国民保護計画の作成又は変更にあたっては、地方公共団体の長はこの国民保護協議会に諮問をしなければならないこととされている。

## 普及啓発、備蓄、訓練、組織体制の整備等

# 地方公共団体の有事における主な役割

## 国・地方公共団体の対策本部の設置

### 警報の通知・伝達

武力攻撃事態等に至った場合、国の対策本部長は基本指針及び対処基本方針に基づき警報を発令。都道府県知事には総務大臣を経由して警報が伝えられると同時に、指定公共機関である放送事業者も警報を放送することとなる。

### 避難措置の指示

国の対策本部長は、警報を発令した場合、都道府県知事に住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示。都道府県知事は、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、住民に避難すべき旨を指示

### 避難住民の誘導（主に市町村）

### 避難住民等の救援（主に都道府県、指定都市）

収容施設の供与、炊き出し等の食品の給与及び飲料水の供給、被災者の捜索及び救出、埋葬及び火葬、電話その他の通信設備の提供等

### 物資の売渡し要請・土地の使用・医療の実施の要請等

### 安否情報の収集、報告等

# 国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」

【国】

## 国民の保護に関する基本指針(H17.3月)

- ・国民保護の実施に関する基本的な方針
- ・国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・想定される武力攻撃事態の類型（着上陸攻撃、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空機攻撃）
- ・類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

【消防庁】

- ・都道府県モデル  
計画作成  
(H17.3月末)

【指定行政機関(各省庁)】

## 国民保護計画(H17年度)

- ・内閣総理大臣に協議

【都道府県】

## 国民保護計画(H17年度)

- ・国民保護協議会に諮問
- ・内閣総理大臣に協議
- ・議会に報告

【指定公共機関】

## 国民保護業務計画

- ・内閣総理大臣に報告

【市町村】

## 国民保護計画(H18年度)

- ・国民保護協議会に諮問
- ・都道府県知事に協議
- ・議会に報告

【指定地方公共機関】

## 国民保護業務計画

- ・都道府県知事に報告

【消防庁】

- ・市町村モデル計画  
作成  
(H17年度中)

# 「国民保護モデル計画作成の基本的考え方」(要旨)

第3回地方公共団体国民保護懇談会において審議し、了承。

## 国民保護法や政府の基本指針に沿った基本的な推進方策

基本的人権の尊重や災害時要援護者等への配慮等に留意  
時代の変化に即応して、国民保護計画に不断の見直しを加えていく  
「正確な情報を如何に迅速に、現実に対応できるような手段で伝達することができるかということが重要である」ことに特に、留意

## モデル計画の構成

武力攻撃事態等を通じた対処を記述する構成とし、武力攻撃事態等の類型に応じた対処については、それぞれの記述に、留意事項として記述。

基本的な構成については、基本指針に準拠しながら、地方公共団体の危機管理計画としてなじみの深い地域防災計画を参考に、総論、平素の備えや予防、事態への対処、復旧、という基本的な構成。

離島等の対処、原子力発電所や石油コンビナート、自衛隊や米軍の施設区域が所在する地域等、特別の配慮を要する地域に関する留意事項は、モデル計画に付属して提示。

## 実践的なモデル計画とする観点

武力攻撃事態等の類型に応じた避難等の対処、留意点を、できる限り具体的に記述

事態に、実践的に対応できるようにするための留意事項を記述

「平素の備えや予防」と「事態への対処」それぞれに必要な事項を明示  
国民保護一般に関する普及啓発と合わせて、テロへの警戒等に係る啓発を行うことなど、予防に関する事項についても、必要な範囲内で記述  
地域での事態が勃発してから発覚するような事態において、事態認定までの間も含め、応急対策などの対処についても、必要な範囲内で記述  
これにより、切れ目のない対策を講ずるが可能

必要な場合には、国民保護法に基づく国民保護措置に関連して行う災害対策基本法や消防法等に基づく措置を必要な範囲内で記述

国民保護法上の事項に応じ、各関係機関の窓口を、できる限り明示

## 2月中モデル計画要旨、3月中モデル計画(案)提示の予定

基本指針は3月上旬に案公表、3月末閣議決定予定  
都道府県からの計画の協議は4月以降を予定